令和5年度地方税制改正(税負担軽減措置等)要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No	3	府省庁名 総務省
対象	税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 (徴収規定)
要望 項目名		出産育児一時金の支給額の見直しに伴う非課税措置等の拡充
亜切	内容	・特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要)
	要)	地方公務員共済組合制度における保健給付の1つである「出産費及び家族出産費」の支給額の見直しに伴 う非課税措置等の拡充
		・特例措置の内容
		地方公務員共済組合制度の組合員である地方公務員等の生活の保障または生活の安定を図るため、令和4年度に出産費及び家族出産費の支給額の見直す場合において、令和5年度以降の出産費及び家族出産費について、引き続き、地方公務員等共済組合法第52条等に基づく非課税措置を講じる。
関係	条文	 (地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)(抄) (給付を受ける権利の保護) 第五十一条 この法律に基づく給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、退職年金若しくは公務遺族年金又は休業手当金を受ける権利を国税滞納処分(その例による処分を含む。)により差し押さえる場合は、この限りでない。 (公課の禁止) 第五十二条 租税その他の公課は、組合の給付として支給を受ける金品を標準として、課することができな
	J	い。ただし、退職年金及び公務遺族年金並びに休業手当金については、この限りでない。
	収 込額	[初年度] — (一) [平年度] — (一) [改正増減収額] — (単位:百万円)
	т田山	(1)政策目的
要望	理出	地方公務員共済組合制度の組合員である地方公務員等の生活の保障又は生活の安定を図ることができ る。
		(2) 施策の必要性
		出産費及び家族出産費を含めた保健給付は、組合員である地方公務員等の生活の保障又は生活の安定を図るために支給されるものであるため、地方公務員等共済組合法第52条等に基づき非課税等(注)となっている。 (注)健康保険制度と同様。 これまでと同様、引き続き、組合員である地方公務員等の生活の保障又は生活の安定を図るため、増額部分についても所要の措置を講じる必要がある。
対応	望に する 或案	_

合理性	政策体系におけ る政策目的の位 置付け	Ⅱ. 地方行財政 1. 分権型社会にふさわしい地方行政体制整備等
	政策の 達成目標	非課税措置等を拡充することにより、安定的で効率的な地方公務員共済組合制度の構築及び 管理を図り、組合員である地方公務員等の生活の保障又は生活の安定を図る。
	税負担軽減措 置等の適用又 は延長期間	恒久措置を要望。
	同上の期間中 の達成目標	非課税措置等を拡充することにより、安定的で効率的な地方公務員共済組合制度の構築及び 管理を図り、組合員である地方公務員等の生活の保障又は生活の安定を図る。
	政策目標の 達成状況	
有効性	要望の措置の適用見込み	地方公務員共済組合制度の加入者(約302万人(令和2年度末))に影響がある。 なお、組合員である地方公務員等が個人住民税等の納税義務者である。
	要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)	非課税措置等を拡充することにより、安定的で効率的な地方公務員共済組合制度の構築及び 管理を図り、組合員である地方公務員等の生活の保障又は生活の安定を図る。
相当性	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	所得税についても同様の要望を行っている。
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	_
	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	_
	要望の措置の 妥当性	地方公務員共済組合制度に基づき、組合員である地方公務員等の生活の保障又は生活の安定 を図ることができる。

税負担軽減措置等の 適用実績	_
「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	_
税負担軽減措置等の適 用による効果 (手段と しての有効性)	_
前回要望時の 達成目標	
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	
これまでの要望経緯	実績なし